

# 東京都立武蔵台学園管理運営規程

10立川養 第681号  
平成10年11月30日  
校長 決定  
最近改正 平成26年4月1日

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則の定めるところに従い、東京都立武蔵台学園（以下「本校」という）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を維持することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

## 第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

## 第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

- 1 部  
学園全体として総務部を置く。  
知的障害教育部門には、教務部、研究・研修部、生活指導部、進路指導部、教育相談部、地域支援部、情報管理部、保健・給食部を置く。  
病弱教育部門には、教務部、研究・研修部、生活指導部、進路指導部、教育相談部、情報管理部を置く。  
なお、各部の分掌内容は、別表Ⅰのとおりとする。
- 2 学部  
知的障害教育部門小学部には、第1学年から第6学年を置く。  
知的障害教育部門中学部には、第1学年から第3学年を置く。  
知的障害教育部門高等部普通科には、第1学年から第3学年を置く。

病弱教育部門小学部には、第1学年から第6学年を置く。

病弱教育部門中学部には、第1学年から第3学年を置く。

なお、各学部ごとに、学部会を設ける。

### 3 教科会等

知的障害教育部門及び病弱教育部門において、各教科、総合的な学習の時間及び必要に応じて教科会等を設ける。

### 4 企画調整会議

### 5 連絡会

### 6 委員会

#### (1) 学園全体

安全衛生委員会、防災教育推進委員会、ホームページ管理運営委員会、省エネ委員会を置く。

#### (2) 知的障害教育部門

都立学校開放事業運営委員会、防災委員会（学校安全委員会を兼務する）、学校保健給食委員会（学校給食運営委員会、学校保健委員会を兼務する）、プール管理委員会を置く。

#### (3) 病弱教育部門

プール委員会を置く。

なお、各委員会の分掌内容は、別表Ⅱのとおりとする。

### 7 学校運営連絡協議会

### 8 部活動

知的障害教育部門において、教育活動の一環として高等部部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する高等部職員が行う。

### 9 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部及び情報管理部の所掌とする。

### 10 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第10 企画調整会議

### 1 設置

知的障害教育部門と病弱教育部門合同の全校企画調整会議、知的障害教育部門による本校企画調整会議、病弱教育部門による分教室企画調整会議を置く。

### 2 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基き、学園全体、本校、分教室の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、連絡会における内容の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 3 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学部主任とする。なお、校長は状況に応じて他の関係者を構成員として任命し、その意見を聞くことができる。

### 4 学校運営連絡協議会委員の参加

校長が必要と認めた時は、全校企画調整会議に学校運営連絡協議会委員を参加させることができる。

### 5 開催

全校企画調整会議の定例会は、原則として月1回開催する。

本校及び分教室企画調整会議の定例会は、原則として毎週1回開催する。

### 6 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 7 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第11 連絡会

### 1 設置

全校の教職員を対象とする全校連絡会、知的障害教育部門の教職員を対象とする本校連絡会、病弱教育部門の教職員を対象とする分教室連絡会を置く。

### 2 目的

連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 3 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は、他の職員も参加できる。

### 4 学校運営連絡協議会委員の参加

校長が必要と認めた時は、全校連絡会に学校運営連絡協議会委員を参加させることができる。

### 5 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

### 6 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 7 司会

校長が選任する。

### 8 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

### 9 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し、副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

## 第12 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは校長が定める。

## 第13 予算

校内予算の編成については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

## 第14 校内規定

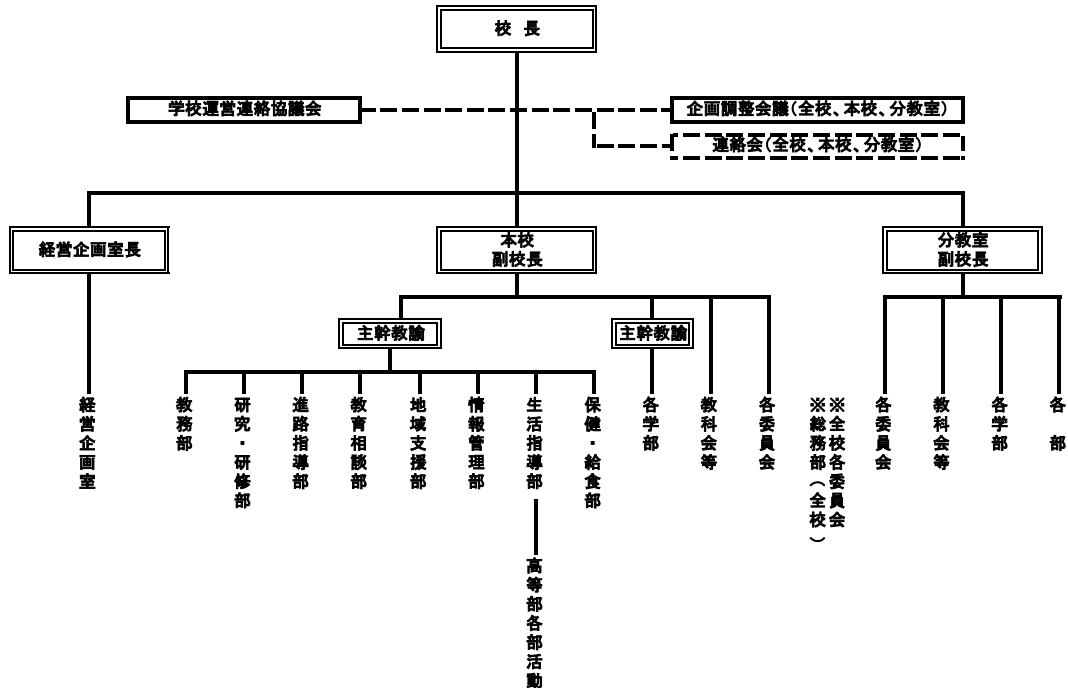
校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

## 第15 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

## 第16 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



付 則

この規程は、平成14年6月30日 一部を改正する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(通達)」及び「『管理運営規程』の改正について(通知)」に基づき、一部を改正する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(通達)」及び「『管理運営規程』の改正について(通知)」に基づき、一部を改正する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年6月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月16日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

分掌内容（別表Ⅰ）

全校	総務部	本校と分教室の連絡調整、周年行事、本校増改修工事、等
知的障害教育部門分掌部等	各学部	小・中・高等部会の企画運営、教育課程の編成実施等
	教務部	学籍・調査統計、教育課程管理、教育実習、教科書、儀式、学校評価、学校環境整備、個人情報保護・管理、等
	研究・研修部	全体・学部研究・研修会の企画・立案、研究資料の提供、都特研、年次研修の推進、等
	進路指導部	高3進路指導、卒業生アフターケア、学部児童・生徒の進路指導及び相談、個別の教育支援計画の推進、等
	教育相談部	入学相談、記録の管理、特別支援教育の推進、学校公開、等
	地域支援部	副籍事業、理解推進事業及び学校開放事業に関する企画立案、等
	情報管理部	視聴覚機器管理及び行事等の機器操作、パソコン等OA機器の維持管理、情報セキュリティ、等
	生活指導部	健全育成、防災、安全指導、安全管理、スクールバスに関する事項の企画・運営、等
	保健・給食部	保健衛生の管理、環境衛生指導、学校保健安全計画作成、給食指導に関わる諸課題の企画立案、整理、等
病弱教育部門分掌部等	各学部	小・中学部会（わかば学級、ひだまり学級）の企画運営、教育課程の編成実施、等
	教務部	学籍・調査統計、教育課程管理、教科書、儀式、学校評価、学校環境整備、個人情報保護・管理、等
	研究・研修部	校内研究、研修会の企画・立案、年次研修の推進、関係機関との連携、等
	進路指導部	中3進路指導、個別の教育支援計画の推進、進路関係の情報収集、等
	教育相談部	教育相談、引継ぎ支援、関係機関との連携、就学・転学相談、理解推進、等
	情報管理部	視聴覚機器管理及び行事等の機器操作、パソコン等OA機器の維持管理、情報セキュリティ、等
	生活指導部	防災、安全指導、安全管理、特別活動、等

分掌内容（別表Ⅱ）

	委員会	
全校	安全衛生委員会	職員の健康診断計画立案と実施、職場環境の調整・改善等
	防災教育推進委員会	防災教育の充実
	省エネ委員会	校内の省電力、省エネルギーの推進
	ホームページ運営委員会	ホームページ運営にかかる基本的事項の確認、ホームページの作成、維持管理等
	学校いじめ対策委員会	いじめ対策
	学校サポートチーム	児童・生徒の問題行動の未然防止
知的障害教育部門	都立学校開放事業運営委員会	都立学校公開講座、障害者のためのプール開放事業、都立学校体育施設開放事業の企画、運営等
	防災委員会	学校防災基本対策の企画立案、関係諸機関との連絡調整等
	学校保健給食委員会	学校給食に関わる諸計画の進行管理、安全衛生に関わる研修、保健・給食部立案の諸計画の進行管理、講演会、健康作り推進計画の実施、等
	プール管理委員会	施設・設備の管理及び、安全に関する指導と管理
病弱	プール委員会	プール管理・使用に関する医療センターとの連絡調整